

# 令和8年度診療報酬改定に伴う各種加算等の取扱いについて

令和8年6月に新設・改定となる下記の加算等について、本通知のとおり  
の取扱いをお願いいたします。

なお、本件に関しては所管省庁である環境省からの指示によります。本件以外  
の加算についてのお問い合わせは下記担当部署までご連絡ください。

## 1 公害では算定できない加算等

公害診療・調剤報酬明細書（レセプト）作成の際、以下の加算等は含まずご請求  
いただきますようお願いいたします。

### 【医科・調剤】

加算等項目	公害での算定
（医科）電子的診療情報連携体制整備加算 （調剤）電子的調剤情報連携体制整備加算	不 可

令和6年6月に新設された下記の加算等についても、引き続き公害では算定でき  
ませんので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

### 【医科】

加算等項目	公害での算定
在宅医療DX情報活用加算	不 可
生活習慣病管理料（Ⅰ）（Ⅱ）	不 可

## 2 記載時に注意が必要な加算等

公害診療報酬明細書（レセプト）作成の際、以下の加算等の記載欄にご注意くだ  
さい。

### 【医科】

外来・在宅物価対応料	その他 （入院） 12 円欄に記載 （入院外） 15 円欄に記載
------------	--

### 【お問い合わせ先】

大田区健康政策部（保健所）

健康医療政策課公害保健担当

電話 03-5744-1246